

# 仕 様 書

## 1 業務名

令和8年度ダイオキシン類定期モニタリング業務

## 2 業務の目的

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、大気、土壌、河川水質及び河川水底の底質（以下「河川底質」という。）に係るダイオキシン類の汚染状況について定期的なモニタリング測定を行う。

## 3 実施期間

契約締結日～令和9年3月末日まで

## 4 調査項目

(1) 大気中のダイオキシン類

(2) 土壌中及び河川底質のダイオキシン類及び土壌基礎データ（含水率及び強熱減量）

(3) 地下水及び河川水質のダイオキシン類及び水質基礎データ（透視度、pH及びSS）

※ ダイオキシン類は次に挙げるものについて測定すること。

PCDDs（4～8塩化物）の各同族体濃度とその総和及び2,3,7,8位置の塩素置換体の各異性体濃度（7異性体）

PCDFs（4～8塩化物）の各同族体濃度とその総和及び2,3,7,8位置の塩素置換体の各異性体濃度（10異性体）

コプラナーPCBsのうち、ノンオルト（4～6塩化物）の4異性体濃度及びモノオルト（5～7塩化物）の8異性体濃度とその総和及び塩素置換体の各異性体濃度

※ 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性への換算は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条による。

## 5 調査実施予定地点及び回数

別表のとおり。なお、検体数は下表のとおり。

実施項目		地点数	実施回数	検体数
大 気	一般環境	2	2	4 (6 <sup>*1</sup> )
	沿道	1	2	2 (4 <sup>*1</sup> )
	発生源周辺	2	2	4
土 壌	一般環境	1	1	1
	発生源周辺	2	1	2
公共用水域（河川水質）		1	1	1
公共用水域（河川底質）		1	1	1
地下水質 <sup>*2</sup>		2	1	2

\*1 大気一般環境若しくは沿道の1地点については毎回、二重測定を行うものとする。

具体的な地点については後日担当課が指定する。

\*2 地下水質の具体的な地点については後日担当課が指定する。

なお、調査実施地点については変更となる場合がある。

## 6 調査方法

### (1) 試料採取及び分析方法

#### ア 大気中のダイオキシン類

「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(令和4年3月、環境省水・大気環境局総務課・大気環境課)

#### イ 土壌中のダイオキシン類及び土壌基礎データ(含水率及び強熱減量)

「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(令和4年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課)

#### ウ 河川水質中のダイオキシン類及び水質基礎データ(透視度、pH及びSS)

##### (ア) 試料採取

「JIS K0094 工業用水・工場排水の試料採取方法」

##### (イ) ダイオキシン類の分析

「JIS K0312 工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」

##### (ウ) pHの分析

「JIS K0102 工場排水試験方法」12.1に定める方法

##### (エ) SSの分析

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号)の付表9に掲げる方法

##### (オ) 透視度の分析

「JIS K0102 工場排水試験方法」9に定める方法

#### エ 河川底質中のダイオキシン類及び土壌基礎データ

「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(令和4年3月、環境省水・大気環境局水環境課)

### (2) 精度管理等

ア 「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針」(平成12年11月14日付け環境省(平成22年3月31日改訂))に基づいて適正に行うこと。また、履行期間中は、試料の保存・管理を行うこと。

イ 分析結果の信頼性が確保されず、その値を結果として採用することが不適切であると判断された場合は、当該試料の再測定や試料の再採取などの対応を行うこと。

ウ 測定値が過去10年における最高値(着手時に別途提示)を超える場合は、特定計量証明書を作成する前に本市業務担当職員へ連絡し指示に従うこと。

## 7 試料採取について

### (1) 採取日程

大気については夏及び冬、土壌、地下水、河川水質及び河川底質については秋に調査を実施すること。

なお、採取日程の詳細については、本市業務担当職員及び学校等の施設との打ち合わせにより決定すること。

### (2) 業務実施計画書

契約締結後、業務実施計画書を速やかに提出すること。

### (3) 野帳

試料採取の際は、必要事項を野帳に記入すること。また、野帳については事前に作成すること。なお、野帳に必要な事項については、本市業務担当職員に確認すること。

### (4) その他

大気測定については後日担当課が指定する地点において、二重測定を行うこと。また大気の測定に際しては、測定中の風向・風速及び気温について記録すること。

地下水質の測定については後日担当課が指定する地点にて、測定を行うこと。

## 8 提出書類

### (1) 着手時

業務着手届、業務指定代理人指定通知書、業務代理人経歴書、工程表、特定計量証明認定機関であることを証する書類の写し

### (2) 各測定結果判明時

各測定結果が判明次第、特定計量証明書を作成し、提出すること。

### (3) 完了時

業務完了届、報告書1部（分析データ、野帳、試料採取時現場写真を含む）、報告書の内容が記録されたCD-R1枚（分析結果等データについては当課で指定した様式に従うこと）

## 9 業務履行における環境負荷の低減等について

(1) 本業務においては、本市が運用する環境マネジメントシステムに準じ環境の負荷の低減に努めること。

(2) アイドリングストップの徹底、ふんわりアクセルの実施、必要のない荷物を降ろすなど、エコドライブの推進や騒音の低減に努めること。

(3) 報告書等については、最新版の札幌市グリーン購入ガイドラインに基づく紙を使用すること。また、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とすること。

(4) 業務履行に際して、関係する環境法令等について遵守すること。

(5) 電気・水道等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

## 10 その他

(1) 業務の実施について、本仕様書に定められていない事項については、本市業務担当職員の指示に従うこと。

(2) 大気常時監視測定に必要なハイボリウムサンプラー等の採取機器及び延長コードについては用意すること。また、これら機器の使用に当たって、電源の場所等の不明な点については本市業務担当職員に事前に確認すること。

(3) 簡易測定法については、本業務の対象外とする。

## 11 連絡先

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課 佐々木

TEL : 011-211-2882 FAX : 011-218-5108

メールアドレス : [kankyo\\_taisaku@city.sapporo.jp](mailto:kankyo_taisaku@city.sapporo.jp)